

# 回覧

# 防災通信

## 一 直下型地震への備え その4 避難行動要支援者名簿 一

松原第6町会 2023年 4月 19日

松原第6町会防災アドバイザー 黒澤

### 【「避難行動要支援者」とは】

約3年前、2020年度に、市から町会へ配布されるようになった、国の指針に則った名簿です。文字通り、災害時に一人で避難する行動に支障があり、周囲の共助（支援）を希望する方々です。詳細は同時に回覧する、別紙オレンジ色の資料をご一読ください。

当町会内で名簿が配布されているメンバーは、

町会内全員の名簿： 正副町会長・防災部長・民生委員（2022年11月～は第7町会が担当）

班内のみの名簿： 各班長、ただし対象者がいない班長には配布されません

改訂： 毎年6月と11月の2回/年、旧版は厳重に管理して市へ返却しています

なお、名簿は非町会会員も載っていますが、イザという時はそれに拘らず隣近所で配慮しましょう。

名簿(見本)		松本市避難行動要支援者名簿						2022/10/03作成 地区名:○○ 町会名:○○町 件数:○件		
No.	氏名	生年月日	電話番号	住所	介護保険 障がい者	難病患者	高齢者	その他	その他支援事由	備考
		年齢(性別)	携帯番号							
1	まつもと たろう 松本 太郎	昭和17.7.○○ 77(男)	○○-xxxx 99-0000-xxxx	松本市○○○○番地○○号					○ 介護保険の認定を受けているため、 高齢のため、認知症	○
2	かみこうち はなこ 上高地 花子	昭和37.11.○○ 59(女)		松本市○○○○番地○○号	○					
3	ももせ いちろう 百瀬 一郎	昭和19.2.○○ 76(男)	○○-xxxx	松本市○○○○番地○○号	○	○				
4	たかはし さとこ	平成21.4.○○		○○号	○				寝たきりで人工呼吸器を使用している	
5										
6										
7										
8										
9										
10										

救急医療情報キットを登録している方は、「○」印があります。

①介護保険… 要介護3～5に該当する方  
 ②障がい者… 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1、  
 精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方  
 ③難病患者… 特定医療費(指定難病)受給者証が交付されている方  
 ④高齢者… 75歳以上の単身世帯の方  
 ⑤その他… ①～④には該当しないが、任意で登録した方  
 ⑥その他支援事由… 申請書などに記載したことが載ります。

住民基本台帳の情報を基にしていますので、  
 ◎家族と同居していても世帯分離している場合などは、「75歳以上の単身世帯」に該当することがあります。  
 ◎住民登録を異動しないで施設に入所された方なども、掲載されていることがあります。

### 【名簿の活用方法】

コレといった活用方法の指定はありませんが、

- ① 輪番の班長と副班長は、避難行動要支援者が自分の班に存在することを認識し、「レベル3 高齢者等避難」発令時は、声掛け・避難希望有無などを尋ね、配慮します。
- ② 「見守り安心ネットワーク事業」(社会福祉法人 松本市社会福祉協議会) 推奨の「ささえあいマップ」の作成・拡充・更新などを進めていきます。当町会における、新年度に各戸配布する「防災防犯マップ 通常版」がソレに該当します。「防災防犯マップ 通常版」は正副防犯防災部長の作成・町会の確認による発行です。

出典 松本市  
避難行動要支援者名簿関連



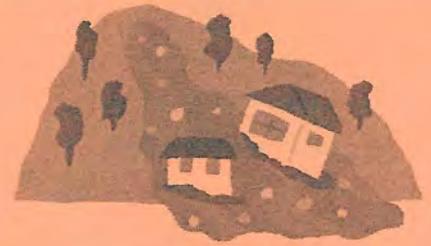
# 避難行動要支援者名簿について

## 1 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、高齢者や障がいのある方などのうち、災害が発生したときや発生する恐れがあるときに自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方です。

避難行動要支援者名簿は、平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、国が全ての自治体に作成を義務付けているものです。

松本市では、避難行動要支援者名簿に関する条例を定め、地域関係者に名簿を提供し、日ごらの見守りや災害時の避難支援体制づくりを進めます。



## 2 対象者と名簿掲載の方法

在宅の方のうち、下記いずれかの要件に該当する方が対象となります。  
(施設に入所されている方は対象となりません。)

		名簿掲載の方法
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・要介護3以上の方</li><li>・身体障害者手帳1級・2級の方</li><li>・療育手帳A1の方</li><li>・精神障害者保健福祉手帳1級の方</li><li>・75歳以上の単身世帯の方</li><li>・特定医療費(指定難病)受給者証が交付されている方</li></ul>	<p>申請は不要です。</p> <p>平常時から地域へ情報を提供することについて、郵送又は関係課の窓口で意向を確認します。</p> <p><u>地域への提供を望まない方は、名簿情報提供拒否届出書をご提出ください。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時に自ら避難することが困難で、登録を希望される方 (上記に該当しない高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国籍の方など)</li></ul>	<p>申請が必要です。</p> <p>名簿掲載申請書をご提出ください。</p> <p>※名簿掲載申請書は、下記の窓口で入手・提出できます。 また、市ホームページからも入手できます。</p> <p>福祉政策課・障がい福祉課・高齢福祉課 各地区地域づくりセンター、福祉ひろば</p>

## 3 名簿の内容

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号
- 避難支援等を必要とする事由  
(障がいの種別や等級、病名などの詳細な情報は載りませんが、本人(代理人)が希望すれば、届出内容等を名簿に載せることができます。)



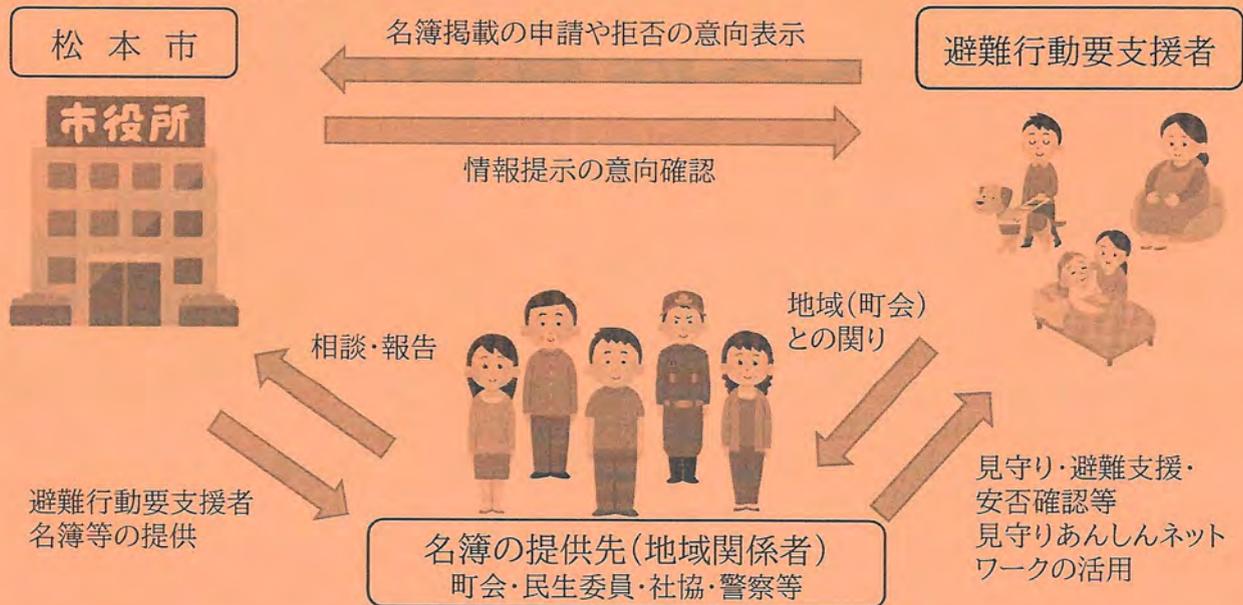
## 4 名簿の提供先

- 町会(町会長や隣組(班)長などの役員)
- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織
- 消防団
- 松本市社会福祉協議会
- 松本市地域包括支援センター
- 松本広域消防局
- 松本警察署

※平常時から名簿を提供することで、地域における見守りや災害時の避難支援等に役立っています。  
※社会福祉協議会も見守りあんしんネットワーク事業等を通じ、地域における見守り活動をサポートします。

※個人情報については、松本市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行います。  
また、名簿を提供する際は、市から名簿の取扱いについて説明をします。

## 5 名簿活用の流れ



名簿提供先に情報を提供することで、地域での助け合い（互助）によって普段の見守りや災害時の避難支援などに取組んでいただいています。

災害時は、名簿提供先の方も被災者となることもあるため、必ず支援していただけるものではありません。

まずは、自分の身は自分で守る（自助）という意識を持って、日ごろから町会や隣近所の皆様との関わりを深め、顔の見える関係づくりを心掛けましょう。

＜自助の取組み（例）＞

- 町会への加入（町会や隣近所との関係づくり）
- 避難所や避難場所を確認
- 備蓄品（常備薬など）の確保 等



## 6 その他の制度

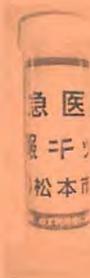
### 救急医療情報キット

緊急連絡先などを専用ケースに入れて冷蔵庫に保管するとともに、市にも情報を登録します。

救急時には、救急隊員が専用ケース内の情報を確認します。市から関係機関に情報提供する場合があります。年1回の情報更新をします。

【対象者】

- 避難行動要支援者名簿に掲載されている方
- 独居又は日中独居、同居家族の疾病等により救急隊員が必要な情報を把握することが困難になる可能性がある方



「救急医療情報キット」のお問い合わせは

高齢福祉課 TEL 34-3214  
障がい福祉課 TEL 34-3212  
西部福祉課 TEL 92-3002

### 松本安心ネット

登録したメールアドレスに緊急情報などをEメールでお送りするものです。

情報配信を希望する場合は、利用登録が必要です。

#### 登録方法

1. 下記QRコードからアクセス



2. 下記アドレスに空メールを送信

t-matsumoto@sg-m.jp

「松本安心ネット」のお問い合わせは  
危機管理課 TEL 33-9119

### お問い合わせ

避難行動要支援者名簿	松本市役所 福祉政策課	TEL 34-3227	FAX 34-3204
見守りあんしんネットワーク	松本市社会福祉協議会	TEL 27-3381	FAX 27-2239
防災対策	松本市役所 危機管理課	TEL 33-9119	FAX 33-1011